

# 兵庫県立大学入学試験協議会規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 審議事項及び組織等（第2条—第8条）
- 第3章 部会（第9条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条・第23条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 兵庫県立大学に、入学者選抜試験（以下「入試」という。）に関して全学的に調整を要する事項を審議するため、入学試験協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### 第2章 審議事項及び組織等

#### （審議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）学部入試（大学入学共通テスト及び個別学力検査等）に関すること。
- （2）学部及び大学院の入試制度に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、学長が審議することが必要と認める入試業務に関すること。

#### （組織）

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）学長が指名する副学長（ただし、2名以上指名することを妨げない）
- （3）第8条第1項に規定する委員会の委員長
- （4）第8条第2項に規定する委員会の委員長
- （5）事務局長
- （6）その他学長が指名する教員

2 前項第3号又は第4号に規定された委員については、協議会の承認を得て、同号の職にある者の代理者を委員とすることができる。

(任期)

**第4条** 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。  
ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

**第5条** 協議会に、議長を置く。

- 2 議長は、学長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第3条第1項第2号に掲げる委員が、その職務を代理する。なお、当該委員が2名以上いる場合は、そのうちあらかじめ議長が指名した委員1名がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。なお、当該代理人は前2項に掲げる委員に含まれる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(学部等委員会)

**第8条** 国際商経学部、社会情報科学部、工学研究科、理学研究科、環境人間学部、看護学部、社会科学研究科、情報科学研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科及び緑環境景観マネジメント研究科（以下「学部等」という。）に、入試の実施に関して必要な事項を審議するため、入学試験委員会を置く。

- 2 前項に掲げる学部等に、入試制度に関して必要な事項を審議するため、入学試験制度委員会を置く。
- 3 前各項に定める委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、当該学部等が定める。

### 第3章 部会

(入学試験実施部会及び入学試験制度部会)

**第9条** 協議会に、入学試験実施部会（以下「実施部会」という。）及び入学試験制度部会（以下「制度部会」という。）を置く。

2 協議会が必要と認めるときは、前項に規定する部会以外の部会を置くことができる。

#### （実施部会の審議事項）

**第10条** 実施部会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部入試の基本方針、実施に係る目標、計画及び評価に関すること。
- (2) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (3) 学部入試の実施に関すること。
- (4) その他入試の実施に関する重要なこと。

#### （実施部会の組織）

**第11条** 実施部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第3条第1項第2号に規定する者
- (2) 国際商経学部、社会情報科学部、工学研究科、理学研究科、環境人間学部及び看護学部から選出された教員各1名
- (3) 事務局教育企画部教育企画課長
- (4) 第3条第1項第6号に規定する者のうち、第13条に規定する実施部会長が指名する者

#### （実施部会委員の任期）

**第12条** 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （実施部会長）

**第13条** 実施部会に、実施部会長を置く。

- 2 実施部会長は、第11条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。なお、当該委員が2名以上いる場合は、そのうち議長が指名した委員1名をもって充てる。
- 3 実施部会長は、会務を総理し、実施部会を代表する。
- 4 実施部会長に事故があるとき、又は実施部会長が欠けたときは、あらかじめ実施部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

#### （実施部会の会議）

**第14条** 実施部会は、実施部会長が招集する。

- 2 実施部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 実施部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、実施部会長

の決するところによる。

- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ実施部会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。なお、当該代理人は前2項に掲げる委員に含まれる。

#### (実施部会委員以外の者の出席)

**第15条** 実施部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

#### (制度部会の審議事項)

**第16条** 制度部会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部入試制度の基本方針、設計及び評価に関すること。
- (2) 学部入試の改革に関すること
- (3) 学生の受入方針に関すること。
- (4) 入試広報に関すること。
- (5) その他入試制度に関する重要なこと。

#### (制度部会の組織)

**第17条** 制度部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第3条第1項第2号に規定する者
- (2) 国際商経学部、社会情報科学部、工学研究科、理学研究科、環境人間学部及び看護学部から選出された教員各1名
- (3) 事務局教育企画部教育企画課長
- (4) 第3条第1項第6号に規定する者のうち、第19条に規定する制度部会長が指名する者

#### (制度部会委員の任期)

**第18条** 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (制度部会長)

**第19条** 制度部会に、制度部会長を置く。

- 2 制度部会長は、第17条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。なお、当該委員が2名以上いる場合は、そのうち議長が指名した委員1名をもって充てる。
- 3 制度部会長は、会務を総理し、制度部会を代表する。
- 4 制度部会長に事故があるとき、又は制度部会長が欠けたときは、あらかじめ制度部

会長が指名する委員が、その職務を代理する。

#### (制度部会の会議)

**第 20 条** 制度部会は、制度部会長が招集する。

2 制度部会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 制度部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、制度部会長の決するところによる。

4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ制度部会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。なお、当該代理人は前 2 項に掲げる委員に含まれる。

#### (制度部会委員以外の者の出席)

**第 21 条** 制度部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### 第 4 章 雑則

#### (庶務)

**第 22 条** 協議会及び第 9 条第 1 項に規定する部会の庶務は、事務局教育企画部教育企画課が行う。

#### (補則)

**第 23 条** この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 29 年 6 月 30 日改正)

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 31 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和3年3月29日改正）**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。